

河川法改正10周年特集について

河川法の大幅な改正が平成9年に行われて、平成19年は10周年の節目の年にあたります。現状は、改正の主要な内容であります、「河川環境の法目的化」と「整備計画の策定と国民（地域住民）意見の反映」は、次第に定着しつつあります。リバーフロント整備センターの業務に於きましても、「河川環境の保全・向上」と「整備計画に関連する国民（地域住民）に分かりやすい資料づくり」が、大きなウエイトを占めるようになる等、当センターなりに、河川法改正の趣旨がよりよく実現されるよう、全力で取り組んでいるところであります。しかし、論理的にも、技術的にも社会への適用という面でも、未だ法改正が目的とする治水・利水・環境の全き調和には道半ばの思いが致しております。

そこで、改正前後に、多くの困難を乗り越え、法改正の実現とその趣旨の定着に尽力された方々にご執筆を頂き、来し方を振り返り先人のご苦勞と法改正の趣旨を再確認するとともに将来の目指すべき方向を見定めたいと考え、本特集を企画致しました。

趣旨をご賢察の上、多くの河川行政、河川技術に携わられている皆様に熟読頂ければ幸いに存じます。

（財）リバーフロント整備センター

